

## 浜松市 平成 31 年度予算の編成方針

平成 30 年度は、地方創生に対する取り組みの着実な推進、充実・強化を目指し、総合戦略に掲げた「若者がチャレンジできるまち」「子育て世代を全力で応援するまち」「持続可能で創造性あふれるまち」の 3 つの基本目標の達成に向けた施策に重点を置き、市政運営を進めているところである。

きたる平成 31 年度も、都市の将来像である「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」、未来の理想の姿「1 ダースの未来」の実現に向け、長期的な視野に立ち、総合戦略に掲げた諸施策の着実な推進を図る必要がある。

こうしたことから、平成 31 年度の予算編成は、中期財政計画に基づき、未来まで続く持続可能な財政運営に向け、歳入確保を徹底するとともに、各政策・事業、事務事業においても前例にとらわれることなく、廃止、見直し、選択と集中を徹底し、限られた財源を最大限有効に活用することで、総合計画や総合戦略に基づく諸施策を積極的に推進していく。

## 1 財政見通し

最近の我が国の経済は、名目GDPと実質GDPがともに過去最大規模に拡大し、好調な企業収益を背景とした設備投資の増加や雇用・所得環境の着実な改善が見られるなど、景気は緩やかに回復している。一方で、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外情勢の不確実性、金融資本市場の変動の影響などに留意する必要がある。

また、平成31年10月の消費税率の引上げや引上げに合わせ実施が見込まれる幼児教育の無償化など、制度改正にかかる地方財政への影響について、動向に注視していく必要がある。

こうした中、本市財政は、行財政改革への取り組みによる効果で、ストックにかかる財政指標は他の政令指定都市と比較して良好であるが、経常収支比率は依然として高い水準にあり、財政の硬直化は大きな課題となっている。このような中、少子高齢化、働き方改革を背景とした、保育・子育て環境の向上や高齢人口の増加に伴う社会保障施策関係経費の増大が見込まれる。さらには、新清掃工場や新病院、学校、文化・スポーツ施設などの大規模な公共建築物の整備更新、道路・橋りょうなどの既存の社会資本の長寿命化や適正な維持管理に要する経費の増加などにより、引き続き厳しい財政運営となることが予想され、中期財政計画の目標値達成は楽観視できない。

## 2 予算編成の考え方

このような財政を取り巻く状況のもと、平成 31 年度は、将来においても安定した財政を堅持し、かつ、真に必要な施策にしっかりと対応できるよう、市税はもとより国庫補助負担金等も含め、より一層の歳入確保を徹底するとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるため、歳出の重点化、事業の廃止、見直し、合理化、効率化によるメリハリの効いた予算案を作成する。

予算編成においては、サマーレビューの結論を適切に反映するとともに、「事業の見直しチェックシート（たればテスト）」の活用により、実効ある P D C A サイクルと、政策効果の評価・見える化や廃止・見直しを徹底する。また、平成 31 年度までを計画期間とする現行の浜松市“やらまいか”総合戦略の取り組みの進捗状況の総点検、総仕上げを行うとともに、S D G s 推進の観点や戦略計画 2019 の基本方針に則り、重点施策について積極的に取り組むものとする。

## 3 予算編成方法

平成 31 年度は、引き続き全件査定を実施し、各部局の要求額に上限は設定しない。予算案は、「4 予算要求における留意事項」により、行政サービスの提供のあり方や制度内容、長期に亘り継続している事業の廃止・見直しを徹底したうえで、各部局の創意工夫や努力がより反映されたものとする。

各部局においては、「2 予算編成の考え方」を踏まえ、重点施策について事業展開の発展・拡充を図るなど、部局長の権限と責任のもとでマネジメント機能を発揮し、主体的かつ積極的に予算要求を行うものとする。

なお、既存事業の廃止や見直しにより捻出された財源については、新規事業や重点事業へ優先的に配分するなど、削減努力を最大限考慮する。

#### 4 予算要求における留意事項

予算要求にあたっては、過去の予算編成における課題事項への対応を行うほか、以下について十分検討し、その結果を踏まえて予算要求を行うこと。

##### (1) 全体計画について

総合計画、総合戦略、戦略計画、公共施設等総合管理計画、中期財政計画など、市の方針を示した各計画の趣旨に沿って、予算要求を行うこと。

##### (2) 地方版総合戦略について

地方版総合戦略に関連する事業については、レビュー、浜松市地方創生推進本部会議及び浜松市“やらまいか”総合戦略推進会議での議論を踏まえ、適切かつ積極的に予算要求すること。

また、当該関連事業について、今後のレビューなどの議論により変更等が生じた場合には速やかに財政課と協議すること。

なお、事業立案にあたっては、地方創生推進交付金（特に広域連携事業）や地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）などの国による財政・税制支援措置の活用を積極的に検討すること。

##### (3) 事業の廃止及び見直しについて

すべての事業について、「事業の見直しチェックシート(たればテスト)」の考え方を活用した見直しを行うこと（「事業」とは政策・事業シートの事業単位ではなく、より細かい単位の事務事業を含むものとする。）。また、平成 29 年度及び平成 30 年度に「総務部、財務部からの指摘指示について」で指摘のあった事業については、当該内容を踏まえ、予算要求を行うこと。

なお、別途財政課より、部局別に「平成 31 年度当初予算要求に対する指摘・調整事項」を発出するため、その指摘内容や考え方について検討し、予算要求において、検討結果及び見直しの内容を示すこと。

##### (4) 予算要求と定員適正化計画について

予算要求においては、定員適正化計画との整合性を勘案し、事業量に対する人的資源の配分についても十分検討すること。特に、新規事業や拡充事業の要求については、部局内において、人的資源を含め、廃止見直し、選択と集中を徹底すること。

## (5) 民間活力の導入について

すべての事業について、「浜松市民間活力の導入に関する基本方針」に基づき、民営化、協働事業化、業務委託等の手法による民間活力の導入を検討すること。検討にあたっては、政策法務課経営推進担当「官民連携推進窓口」やアセットマネジメント推進課「官民連携プラットフォーム」と連携し、「サウンディング型市場調査」「浜松市発案・提案型官民連携制度（やらまいか！民間発案・提案）」などの積極的な活用を図ること。

なお、事業費の総額が10億円以上の公共施設等の整備を行う等の場合は、基本方針に定めるPPP/PFI手法の優先的検討規程に基づき、事前にアセットマネジメント推進課と調整・検討を行うこと。

## (6) 新たな資金調達手段、事業手法の活用について

企業協賛、遊休資産の利活用、ネーミングライツ、ふるさと納税、クラウドファンディング、成果報酬型民間委託手法の一つであるSIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）など、新たな資金調達の手法の積極的な活用を検討すること。

また、企業のCSR活動との連携やシェアリングエコノミーの普及など、これまでの事業手法と異なる展開も検討すること。

## (7) 公益団体等に対する支援について

### ア 補助金及び交付金

「補助金見直しにかかるガイドライン（平成30年9月）」に基づき、社会情勢の変化や市民ニーズを踏まえ、実績を評価した上で、行政関与の必要性や費用対効果などあらゆる観点から検討し、廃止・見直し等を判断すること。

### イ 負担金

「負担金の見直しにかかるガイドライン（平成30年9月）」に基づき、脱退、廃止、負担金額の削減・一時停止などの見直しを行うこと。また、平成28年度から2年間実施した定期事務査察の結果を踏まえ、負担金事務の適正化を図ること。

### ウ 外郭団体への支援

本市の外郭団体が、民間の資金とノウハウを活用し、自らの判断と責任により事業の効率化・経営健全化に取り組むよう、「浜松市外郭団体の設立及び運営に対する関与の基本方針」に基づき、市として必要な関与を実施すること。

また、市の政策実現に向け、真に必要な事業を効率的・効果的に実施しているか随時進捗状況を把握すること。あわせて、市と外郭団体の役割を明確化する中で、外郭団体の存在意義をゼロベースで検証し、現在行っている外郭団体への支援内容について、抜本的な見直しを行うこと。

## **(8) 公共施設の管理運営について**

常に安全性を確保し、快適で親しみやすく、利便性が良く、効率的な管理運営に取り組むとともに、安定した市民サービスを提供し、経済的な運営に努めること。

### **ア 施設修繕等**

施設所管課にあっては、修繕箇所の放置などがないよう施設の現状を把握すること。とりわけ、指定管理者施設について、指定管理者任せにすることなく現地調査により現状を把握すること。

定期的な保守点検結果や公共建築課からの指摘、指定管理者からの要望、利用者の声などを踏まえ、必要な経費を算定すること。

また、指定管理者施設においても、劣化や故障など不具合が発見された場合は、協定におけるリスク分担を踏まえ、適切に予算要求すること。

### **イ 公共施設等の計画、更新・改修等**

公共施設等総合管理計画に関連する計画、個別施設等の基本構想や基本計画の経費、また、個別施設の更新・改修等、特に大規模改修に要する経費などについては、事前にアセットマネジメント推進課、公共建築課等と調整・検討のうえ、所要額を遺漏なく算定し、予算要求すること。

なお、施設の更新・大規模改修を行う場合は、今後策定する施設分類別計画等により施設のあり方を明確にしたうえで、予算要求すること。

### **ウ 借地料の削減**

施設の統合、廃止による借地の返還や借地料の見直し等を徹底し、借地料の削減を図るとともに、返還等における必要な経費は適切に予算要求すること。

## **(9) 使用料及び手数料等の適正化について**

施設の使用料、各種手数料等については、市民負担の公平性の観点から、受益と負担の適正化を図ること。

使用料については、「使用料見直しに関する基準について(平成30年6月)」を踏まえ、適切な料金設定、歳出の見直し等を行ったうえで予算要求すること。

#### (10) 公共事業について

建設工事及び建設工事関連業務委託については、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に従い適切な工期設定に努めるとともに、債務負担行為を積極的に活用することで、平準化を前提とした計画的な執行ができるよう、発注者の責務としての的確に予算要求すること。

なお、事業計画策定にあたっては、調達課及び技術監理課より通知される「建設工事及び建設工事関連業務委託の発注見通し作成ガイドライン(平成31年度版)」に留意すること。

#### (11) 業務委託について

委託事業は、市が行うべき範囲と外部委託で行う業務を明確にすること。計画策定・調査研究等の業務委託は、専門的な知識・技術を要し職員が行うことが困難であるもの、職員が行うと著しく非効率なものなど、十分な合理性が認められるものに限定し、過年度に類似の計画を策定している場合には、その効果を十分に検証すること。

#### (12) 一括発注について

平成30年9月3日発出の財務部長通知「一括契約にかかるガイドライン(試行版)の策定について」に基づき、業務委託等の一括発注を実施するとともに、他の類似する業務についても部局の内外を問わず一括発注による事務量の軽減、スケールメリットの発現に努めること。

#### (13) 議会答弁、関係機関等との調整について

議会答弁において検討課題としたもの、関係機関や地域住民などとの調整により市として対応するものについては、的確に予算要求すること。

#### (14) 戦略計画評価レポートの活用について

戦略計画評価レポートは、戦略計画を核とするマネジメントサイクルの評価(CHECK)の一環として作成していることを踏まえ、各部局においては、評価結果を十分検討した上で予算要求すること。

なお、見直しに当たっては、廃止を含めて検討すること。

#### (15) 効果の見える化、EBPM(証拠に基づく政策立案)の推進について

新規・臨時事業、事業拡充の企画立案、既存事業の必要性・効果の検証においては、各種統計やRESASなど客観的なデータを活用した分析を徹底することで、現状と課題、費用対効果、経済効果等について、数値を用いて見える化に努めること。

(統計データの活用、アンケート調査の検討等に当たり、必要に応じ EBPM  
アドバイザーへの相談等につき、企画課に問い合わせること)

**(16) 業務自動化による生産性向上について**

働き方改革を推進し、限られた人員のなかで生産性を向上させ、業務の効率化を図る観点から、AI（人工知能）や定型的なパソコン操作業務などの RPA（ソフトウェアロボットによる業務自動化の取り組み）の活用などを検討すること。

**(17) 基金の活用について**

すべての基金について、「基金のあり方見直しにかかるガイドライン（平成 29 年 12 月）」に基づき、基金ごとに活用計画や見直しの方向性を定めたことから、基金の見直し最終評価結果を踏まえ、活用、廃止、統廃合などを反映し、適切に予算要求すること。